

第4章 コミュニティビジネス支援のプラットフォーム

第2章の3において、コミュニティビジネス活性化支援事業に関する板橋区の今後の方針性に触れたが、ここでは、平成15年12月4日に実施した兵庫県への視察と、他県市の先進事例を紹介して、比較することにより、板橋地域のコミュニティビジネスの将来を占いつつ、より効果的な支援策のあり方等について考える。

1. 事例 [4] 兵庫県におけるコミュニティビジネス支援施策

見学先：兵庫県産業労働部雇用就業課生きがい就業係
座間満氏、難波千恵子氏
兵庫県内のコミュニティビジネス支援組織・事業者

兵庫県では1995（平成7）年の阪神淡路大震災の後、被災地において、地域で相互に助け合う必要性からボランティアを中心としたさまざまな市民活動が芽生えた。その活動の中で、ある程度自立して自主財源を確保しながら、また従事者も生活費収入を得ながら継続的に運営できる組織として発展していったのがコミュニティビジネスである。

県では、地域のこのような動きを受けて、平成11年度に全国に先駆けて「コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を創設し、事業の立ち上がり経費の一部補助や経営コンサルタントの派遣などを行っている。また平成12年度からはコミュニティビジネス事業者をさまざまな面から支援する「生きがいしごとサポートセンター」を開設し、経営基盤に不安の残るコミュニティビジネス事業者を支援する体制を整えた。

なお、兵庫県は国内で最もコミュニティビジネスのさかんな先進地域といえるが、既述のとおり阪神淡路大震災という深刻な危機に直面することにより地域活動が活発になった側面があり、県の支援事業も、その経費の多くが、震災復興基金によるものとな

っている。なお、震災復興基金は 10 年間で、平成 16 年度が最終年度となる。

（1）コミュニティ・ビジネス離陸応援事業

この事業は、コミュニティビジネスなど、新たな地域密着型のビジネスを起こそうとする者に対し、事業の立ち上がり経費の一部補助（助成）と、経営コンサルタントの派遣等を実施することにより、県下各地域においてコミュニティビジネス等の創出を支援するものである。

事業の財源は開始当時は震災復興基金のみであったが、これに平成 13 年度から県の一般財源による「地域共生ビジネス離陸応援事業」が加わって、一体の事業として運営されている。

この事業は全国にさきがけたもので、昨年度視察した岩手県が参考とした先進事例でもあり、すなわち板橋区の「コミュニティビジネス・コンテスト」の源流に位置する事業ともいえる。すでに区で類似事業を行っているので詳細は省くが、補助期間は 2 年間、補助率は 2 分の 1、補助総額は 300 万円と、板橋区より、また岩手県と比べても金額・期間ともに大きく手厚い。また、対象となる事業の範囲も、板橋区と比べて広いのが特徴である。募集要項では、「事業が有償で行われ、事業に参加する人が労働対価（収入）をもらっていること」ということとなっているが、事業収入による継続性まで問うておらず、いわゆる有償ボランティア的なものでも対象に入っている。

平成 14 年度の実績では、応募の 36 件に対し、震災復興基金で助成しているものが 8 件、県費が 14 件である。選ばれた事業の中身は、高齢者や障害者の福祉関連事業が多いが、例えば被災地の競売不動産物件をリフォームして高齢者や新婚家庭に提供する等、具体的でその地域の生活に密着した内容が多い。

(2) 生きがいしごとサポートセンター事業

【見学先 生きがいしごとサポートセンター神戸「わーす】

(特) 市民事業サポートネットワーク

理事長 金宣吉氏、白木久美子氏

コミュニティビジネス事業者やNPO事業者、あるいはこれから事業を起こそうとする者への各種支援、求人情報の提供などを行うために、県が設置した事業拠点であり、予算は復興基金事業である。平成12年度に神戸市内に開設され、平成14年度からは阪神地区の宝塚市にも設置された。

①主な業務内容

- ・コミュニティビジネス等での就業を希望する者の開拓・把握
- ・コミュニティビジネス等での就業を希望する者への支援
- ・有償で公益的なしごとの場の創造に向けた支援

②運営方法・団体

運営は県内で活動している中間支援組織団体に委託しており、コンペ方式により事業運営団体を選定して委託契約している。コンペなので受託者は入れ替わる可能性があり、今回見学した『生きがい仕事サポートセンター神戸“わーす”』では開設当初の平成12年度に受託した団体が平成14年度から代わって現在の団体になっている。現在の運営団体であるNPO法人市民事業サポートネットワークは、平成10年に発足した中間支援団体で、コミュニティビジネスなど市民事業への就業サポートが基幹事業であり、無料職業紹介事業者の許可を受けている。

③事業内容

“わーす”で実際に行っている事業内容は、コミュニティビジネスの4つの活動段階にあわせて次の事業を実施している。

【情報提供・体験のステップ】

- ・広報誌やインターネット（WEB、メール）等による情報提供
- ・NPOトライやるワーク（NPOでの活動体験）、CB寺子屋やフォーラムなどの啓発・体験事業

【就業支援のステップ】

- ・ C B事業への就業支援（しごと情報の収集）、ただし、具体的な職業紹介に関しては県事業としては行っていない。

【創業支援のステップ】

- ・ C B入門相談やゼミナール、交流サロン、インキュベートオフィスなど

【経営支援のステップ】

- ・ 実務講習会やC B経営指導、ネットワーク支援などの経営支援

④課題・問題点

運営上の大きな問題点は、センター運営が年毎のコンペによっているので、事業を安定的に運営できないことで、受託する団体にとっては、事業開始のための設備投資などもあり、単年度更新はかなり無理がかかる。県では1年目の運営に問題がなければ、2年目は同一団体にする方向で検討している。また、事業予算が復興基金であり平成16年度で終了するため、それ以後は一般財源で継続していくことになり、そのため事業の見直しも含めた検討が必要になっている。

(3) その他の事業

震災復興事業では、他に「コミュニティ・ビジネスコンサルティング事業」として、事業者への経営コンサルタントの派遣事業を行っている。

また、緊急雇用創出事業として「ビジネス経験・能力を活用したコミュニティ・ビジネス支援プロジェクト」を平成14年度に実施した。これは中高年齢者の失業者が体験就労することで、人材が不足しがちなコミュニティビジネスの事業推進に役立てると共に、失業者の就業機会の促進を図ったものである。

(4) 事業継続への課題

兵庫県内には中間支援組織団体がいくつもあり、それらは高齢福祉だったり、障害者福祉だったり、就労支援だったりと、それ

ぞれ強みの分野がある。また、それらの民間支援組織が県の委託事業を請け負うためにコンペで競い合っているという状況は、板橋区や関東周辺地域では考えにくい。兵庫県のコミュニティビジネス支援事業は、震災という特殊事情から自然発生的にたくさん生まれた事業を支援するために、必要に応じて作った制度ともいえ、震災復興という大きな目的の中で、離陸応援事業の額は大きく、非常に充実している。その一方で、事業者はその継続に関して逡巡している一面をのぞかせる事例が今回の視察で見られた。

見学したのは、『生活の場サポートセンターひょうご（事務局長 山口裕之氏）』。障害者向けの作業所の支援団体である。被災地域にある小規模作業所等、障害者の就労・生活拠点を支援するため、主に次のような支援事業を行っている。

- ・335 カ所にも及ぶ作業所を独自取材によりデータベース化して書籍にまとめ販売
- ・作業所の経営者等による会員向けの実務講習会
- ・独自開発による経理ソフトの販売や使用方法のサポート

母体は NPO 法人被災地障害者センターで、デイサービスやヘルパー派遣などを行っている団体である。

平成 13、14 年度には県のコミュニティ・ビジネス離陸応援事業の補助金交付を受け、また財団法人木口ひょうご地域振興財団からも 3 年間の助成を受けた。収入は会費の他、データベースやソフトの販売であるが、補助金なしでの運営は困難で、補助金の切れる来年度以降については組織の再編（母体の団体への統合と事業の縮小）が必要となっている。ここでは県の離陸応援事業は「離陸」できる継続性のあるものとはなっておらず、コミュニティビジネスよりは、被災地復興支援の色合いの濃い事例となっている。

2. 支援システムの比較

前節では、コミュニティビジネス支援の草分け的存在である兵庫県の先進事例を紹介してきた。また、昨年のブックレットNo.1では岩手県のコミュニティビジネス支援施策を紹介している。両者はいずれも他の地域に先駆けた事例であるが、地域性の全く異なるところであり、コミュニティビジネスの捉え方や支援方法も相当異なると思われる。ここでは兵庫県、岩手県、それに板橋区でのコミュニティビジネス支援施策の現状での比較をする。

図表 28 C B モデル支援施策の比較表

	兵庫県	岩手県	板橋区
C B 事業者 の 性 格 及び現況	被災地のボランティアから発展したものが多くの相互扶助的、市民N P O的色彩の強いものが多い	地産地消の伝統が根強く、地域密着型の事業が多い	地域での活動はまだ限定的
支 援 施 策 の 目 的・ね ら い	当初の目的だった被災地での活動から、新しい市民事業への支援と新たな雇用の創出を加味	地域資源を活用し、地域の活性化につながるような新しい地域密着型サービスの支援	個性豊かな地域循環型経済を構築するためのコミュニティビジネス活性化支援
支 援 施 策 で の C B の 捉え方	事業が有償で行われ、事業に参加する人が労働対価(収入)をもらっていること(少しでも収入があれば可)	サービス提供の対価として、当該事業を継続していくための収益があること	岩手県に準ずる
助 成 期 間 と補助率、総額限度	2年間 2分の一 300万円	当該年度内 2分の一 100万円	当該年度内 3分の一 50万円
助 成 の 性 格	助成期間が長く、事業の運営自体を支援する傾向が強い	経常的な運営経費(いわゆるランニング経費)は対象としない	開業経費の一部のみ。「コンテスト」として懸賞的性格を付加
支 援 組 織	県施設2箇所の他、多様な中間支援組織が存在し、活動している	県及び県下商工会主導で協議会発足	ワークショップで形成途上

图表 28 で見るとおり、三者のコミュニティビジネスの捉え方と支援施策は相当異なっている。以下にその主な特徴を述べる。

①兵庫県

前にも述べたように、被災地で自然発生的に増加した市民事業がビジネス化して、その支援のために立ち上げた事業であり、すでに活発化していた事業をサポートする意味合いが濃かったものと思われる。また、地域に展開しているコミュニティ事業者は数多くバラエティに富んでいるが、傾向的には震災復興のための相互扶助という色彩が濃く、事業の性格は収益性より社会性を重視したものが多い。ただ、今後は震災復興基金事業も終了し、創業するビジネスも芸術文化に関するものや町おこし的性格のものが多数現れており、事業の性格も変化していく可能性が高い。

②岩手県

岩手県の場合は、四国4県に匹敵する広大な土地があり、伝統的に地産地消の精神が息づいていた。そのため、とくに強い市民活動意識がなくとも、自然と地域密着型のビジネスが育つ素地があったと思われる。平成12年に行った調査でも多数の「コミュニティビジネス」的事業者を見出すことができた。そこで地域経済の活性化を企図した県庁職員と地域の有志者によりコミュニティビジネス活性化支援事業が仕掛けられ、一気にコミュニティビジネスの事業化が促進されたものと推察できる。

③板橋区

これに対し、板橋区は東京都区内の人口密集地域にあって、都心のベッドタウンであり、区内にも工業をはじめとする産業がさかんである。厳しい就職事情も地方と比べれば現状ではそれほどでもないと思われる。しかし地域コミュニティのむすびつきが希薄であり、犯罪の増加や家庭の崩壊、介護福祉・環境・防災の問題など、社会の不安や課題が顕在化しつつある。その意味で、板橋区のコミュニティビジネス活性化支援事業は、将来予測される問題に対処するための予防的性格が強いということもできるだろう。

3. 広域連携と推進協議会の動向

(1) 広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会

「広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会」（以下、「広域協議会」という）は、「コミュニティビジネスを実施する者、コミュニティビジネスを支援する者、行政機関、金融機関などの間にネットワークを構築することにより、コミュニティビジネスの新たな事業機会を創出推進し、地域経済の活性化を図るためのプラットフォーム」である。関東経済産業局コミュニティビジネス・N P O活動推進室が主催し、いわゆる関東甲信越地方をカバーしている。管内の都県及びコミュニティビジネスに取り組んでいる一部の市区町村は支援団体としてメンバーに加わっており、板橋区もメンバーの一員である。

平成16年1月9日に広域協議会において開催された「第2回コミュニティビジネス政策研究会」で、「地域におけるコミュニティビジネス推進協議会の発足について」という提案がなされた。これは、各地域においてコミュニティビジネスの事業者を支援できるプラットフォーム、すなわち地域コミュニティビジネス推進協議会（以下「地域協議会」という。）が必要であり、多くの地域が主体的に協議会を発足させることによって、国（＝広域協議会）と地域が連携して地域のコミュニティビジネス支援を進めていく、というものである。以下、主な指針概要を列記する。

①地域協議会の立ち上げ運営指針

- ・事務局と担当者の設置
- ・定款の作成
- ・協議会の運営主体は自治体、商工会、商店会、N P Oなどを問わない
- ・運営は運営主体が中心となり地域で運営を行う
- ・原則として一市区町村に一協議会とする
- ・名称は「○○コミュニティビジネス推進協議会」とする
- ・登録を行う
- ・事務局会議に出席

②地域協議会発足のメリット

地域協議会主導によるコミュニティビジネス支援を推進するため、広域協議会は主に次のようなバックアップを行う。

- ・地域の協議会発足に必要なネットワーク、設立ノウハウなどの支援・協力
- ・関東圏及び全国のコミュニティビジネスに関する状況、事例、施策等の情報提供
- ・地域で実施する勉強会、講座、交流会などの実施協力
- ・ホームページ等の情報インフラの活用、など

③地域協議会の支援メニュー（例）

- ・コミュニティビジネス支援に関する情報の提供・相談
- ・専門家、実践者によるアドバイス・紹介
- ・地域のネットワーク、情報交流の場作り
- ・勉強会・講座の実施
- ・インキュベーションオフィス、ほか起業支援
- ・その他、コミュニティビジネスに関する総合支援

④モデル地域の募集

最後に、広域協議会事務局から「モデル地域づくり」の提案があった。これは、多くの自治体が地域協議会を発足し、地域主体で活動を開始してもらうため、他地域の参考となるようなモデル地域を募集するというものである。板橋区では、かねてよりこのような支援プラットフォームを構想していたところであり、モデル地域としての応募を検討しているところである。

（2）我孫子市のコミュニティビジネス支援事業

以下に述べる我孫子市の先進事例は、前節でも触れた、「コミュニティビジネス政策研究会」において、我孫子市の取り組みに関する情報を入手したものである。

我孫子市では、平成14年度からコミュニティビジネス支援モデル事業に着手した。これは経済産業省の平成15年度市民ベンチャー事業委託事業として委託金を受けたもので、実施主体は東京都内に拠点を持つ中間支援団体であり、広域協議会の事務局も務め

ている「N P O 法人コミュニティビジネスサポートセンター」である。

①実施事業（市民ベンチャー事業として実施）

ア. 事前調査報告書の作成(H14)

イ. コミュニティビジネスシンポジウムの実施(H14・15)

ウ. 起業化講座の開設(H14・15)

平成 14 年度は N P O も含めたものであったが、平成 15 年度はコミュニティビジネスに特化した起業化講座として開講した。11 回シリーズで入門編と起業化編とに分け、入門編では基礎的な考え方、市内の地域資源の理解、企業化に向けた準備作業等について、起業化編では起業ノウハウや企画書の作成方法など、より実践的な内容となっている。

なお、この起業化講座を受講した O B により、「我孫子コミュニティビジネス協会」という組織が結成されている。

エ. 我孫子市コミュニティビジネス支援事業報告書の作成(H14)

オ. コミュニティビジネス入門講座

カ. ポータルサイトの開設(H15)

キ. コミュニティビジネス・アドバイスフォーラム(H15)

この事業は平成 16 年 3 月 27 日に開催予定である。コミュニティビジネスの企画書を募集し、専門家や金融機関が公開でアドバイスを行う。

②我孫子市コミュニティビジネス推進協議会

平成 15 年度に立ち上げた協議会で、地域（市区町村）単位のコミュニティビジネス推進協議会としては、おそらく関東圏では最も早く立ち上がったものといえよう。事務局は市が受け持っている。

ア. 役割

- ・ コミュニティビジネスに関わる機関の役割の調整

- ・ コミュニティビジネスに関する支援策の検討・検証

- ・ 関係機関の連絡調整

- ・その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

イ. 委員構成

- ・市民 4名以内

- ・商工関係者 3名以内

- ・企業化支援・中間支援組織 3名以内

- ・市関係者 2名以内